

相続等によって農地の権利を取得したときは・・・
「農業委員会への届出」

が必要です！！

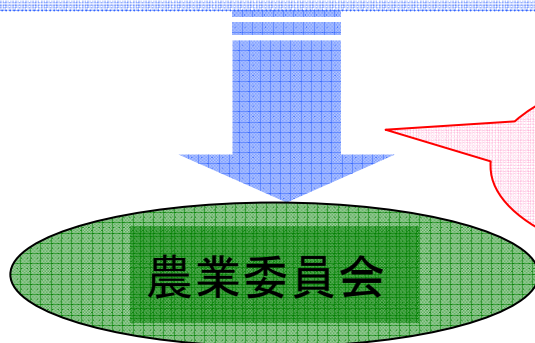
平成21年12月15日に改正農地法が施行され、農地の権利を相続等によって取得したときは、農業委員会にその旨の届出をしなければならぬことになりました！

制度の仕組み

届出が必要な者

農地法の許可を要さずに下記の理由で農地の権利を取得した

- 相続（遺産分割・包括遺贈を含む）
- 法人の合併・分割
- 時効



届出をしなかったり、
虚偽の届出をした場合には、
罰則の規定があります！

ご希望により、地元で農地の借り手を探して紹介をしたり、農地の管理についての相談に応ずるなどのお手伝いをします。

「届出書」の入手、ご不明な点や詳細につきましては、農業委員会へお問い合わせ下さい。

TEL 0195-66-2111 内線 251